

【少子化社会対策基本法等】

少子化社会対策基本法の概要

前 文

21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらす急速な少子化の進展という事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが求められていること等から、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進する。

第1 総則

1 目的及び施策の基本理念

- (1) 法律の目的について、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること等を規定。
- (2) 施策の基本理念について、少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない等を規定。

2 責務

国、地方公共団体、事業主及び国民の責務についてそれぞれ規定。

3 政府が講じるべき施策

- (1) 少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めること。
- (2) 必要な法制上、財政上の措置等を講じること。
- (3) 毎年、国会に、少子化に対処するために講じた施策の概況等に関する報告書を提出すること。

第2 基本的施策

雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等、ゆとりのある教育の推進等、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発の基本的方向を規定。

第3 少子化社会対策会議

- 1 総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱の案を作成することのため、内閣府に、少子化社会対策会議を置く。
- 2 会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長等から、内閣総理大臣が任命する。

第4 施行期日

公布の日（平成15年7月30日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（平成15年9月1日）から施行する。

少子化社会対策大綱＜概要＞

(平成16年6月4日閣議決定)

策定の目的

- 未婚化・晩婚化に加え、結婚した夫婦の出生力そのものも低下しており、出生率の低下は今後も更に進む見込み。
 - しかし、こうした少子化の急速な進行に対する危機感が社会で十分に共有されていない。
 - 子どもが健康に育つ社会、子どもを生み・育てるに喜びを感じることができる社会への転換が喫緊の課題。
- ↓
- 今後、5年程度で少子化の流れを変えるための取組を強力に推進するため、国の基本施策として、「少子化社会対策大綱」を策定。

基本的考え方

3つの視点

- 子育ての新たな支え合いと連帯
　　—家族のきずなと地域のきずな—
- 不安と障壁の除去自立への希望と力
- 自立への希望と力

4つの重点課題

- 子育ての新たな支え合いと連帯
- 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
- 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- 若者の自立とたくましい子どもの育ち

重点課題に取り組むための28の行動

推進体制等

(1) 内閣を挙げた取組の体制整備

- 少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）を中心に、内閣を挙げて少子化の流れを変えるための施策を強力に推進。
- 民間有識者の意見を反映させる仕組みをつくり、定期的に施策の進捗状況を点検・評価。

(2) 重点施策についての具体的実施計画

- 本大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、平成16年中に施策の具体的実施計画（新新エンゼルプラン）を策定。

「少子化社会対策大綱」の背景

○ 子育ての新たな支え合いと連帯

育児中の不安について

共働き家庭の女性に比べて専業主婦の方が、育児の負担感・不安感が高い。(図1)

主な子育て支援事業の現状

すべての子育て家庭を対象とした子育て支援事業の実施状況は不十分。(図2)

○社会保障給付費に占める「児童・家庭関係給付費」は、「高齢者関係給付費」に比べて、圧倒的に少ない。(図3)

○ 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

○将来子どもを持つことにネガティブなイメージを持っている中・高校生は、現在、学校や地域での活動に参加していない人が多く、小さな子どもとも触れ合う機会を持っていない人が多い。(図4)

○ 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

男女とも長時間労働者比率が高い地域ほど出生率も低い(図5)

14%の父親の帰宅時間が深夜に及んでおり、特に、南関東では2割以上(図6)

子育て期にある30歳代の就業時間は最も長く、2割以上が週に60時間以上(図7)

男性の家事時間が短い国ほど出生率は低い(図8)

女性の労働力率が高い国・地域ほど出生率は高い(図9)

職場の雰囲気を理由として育児休業を断念した人が多い(図10)

○ 若者の自立とたくましい子どもの育ち

○パート・アルバイトなどのフリーターは年々増加し、年齢層別にみると30代前半が近年大幅に増加している。(図11)